質問に対する回答について 工事名) 東北自動車道 青森管理事務所新築工事

質問事項と回答

No.	質問事項	回 答
1	提出した参考見積書の単価について、	建築工事共通仕様書 P1-28 「第33節 スライド条項の適用基準」のとおり、 適用基準に該当すれば、協議を行うことは可能で す。
	来年度より各工種とも大幅な上昇が見込ま	
	れており、今回提出した参考見積書ではそ	
	の単価を反映しておりません。	
	契約後に万が一単価が大幅に上昇した場合	
	には、各工種ごとに協議をしていただくこ	
	とは可能でしょうか。	
	ご教示をお願い致します。	